



ゴルフ場の施設名	等級
鳥取ゴルフ場	五級
三朝ゴルフ場	四級
米子カントリークラブ	四級

鳥取県知事

石破

二

朗

鳥取県知事

石破

二

朗

### 鳥取県告示第二百八十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項及

び森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十ニ号)第二項の規定により、昭和四十一年度における保安林の立木の皆伐による伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十一年六月一日

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度	区域名
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び 郡家町を除く地域	ha	八二八、八二、八頭地区

第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十一年六月一日

森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十ニ号)第二項の規定により、昭和四十一年度における保安林の立木の皆伐による伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十一年六月一日

鳥取県知事

石破

二朗

甲位

土砂流出防備保安林	岩美	八頭、大谷内	一、二〇、二五鳥地区
岩美	岩美	五、八六國府	九〇、五七岩美
國府	國府	〇、三〇福部	〇、三〇福部
福部	福部	五〇、五二鳥取	一、三六氣高
鳥取	鳥取	〇、六八青谷	一七、五六鹿野
氣高	氣高	四、二八河原	〇、六八青谷
青谷	青谷	六、五七郡家	一三、三二高路
郡家	郡家	三、〇四長谷	三、〇四長谷
長谷	長谷	一、四〇	一、四〇
土砂流出防備保安林	日野	八頭	七七二、一二日野
日野	日野	船岡殿	〇、六一日野
船岡殿	日南	喜才谷山	二、八五日南
喜才谷山	日南	明見谷東平一、三二	〇、四〇
明見谷東平一、三二	水口	池ノ内ト平〇、五二	一、四〇
池ノ内ト平〇、五二	赤波	七七二、一二日野	七七二、一二日野
赤波	日南	〇、六一日野	〇、六一日野
日南	日南	四、九三未用	二、四二水谷
未用	水谷	二、四二水谷	二、四二水谷